

介護老人保健施設 菜の花 (訪問リハビリテーション) 運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人秀仁会が開設する介護老人保健施設 菜の花 訪問リハビリテーション（以下「事業所」という）が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの事業（以下「事業」という）の適正な運営および利用者に対する適切な指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション等」という）を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業所設立の目的)

第2条 介護老人保健施設菜の花が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの事業の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、介護老人保健施設菜の花の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士(以下、「理学療法士等」という。)が計画的な医学管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)にある者の自宅を訪問して、心身機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法の必要なリハビリテーションを行う事を目的とする。

(運営の方針)

- 第3条 事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう、利用者の居宅において理学療法、作業療法及び言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることとする。
- 2 指定訪問リハビリテーションの提供に当たって、病状が安定期にあり診察に基づき実施される計画的な医学管理の下、自宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めた通院が困難な要介護者とする。
 - 3 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たって、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
 - 4 事業の実施にあたっては、居宅支援事業者その他、保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めることとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は以下の通りとする。

- (1) 名称 介護老人保健施設 菜の花 訪問リハビリテーション

- (2) 所在地 広島市安佐北区可部五丁目 4 番 19-10 号

(職員の職種・員数等)

第 5 条 事業所に勤務する職員の職種、員数は以下のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名 (老人保健施設を兼務)
管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 医師 1 名 (非常勤専従 1 名)
併設診療所と兼務。
- (3) 理学療法士及び作業療法士及び言語聴覚士 9 名 (非常勤専従 9 名)
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問リハビリテーションの提供を行う。
理学療法士 5 名以上 (非常勤専従)
作業療法士 1 名以上 (非常勤専従)
言語聴覚士 1 名以上 (非常勤専従)

(営業日及び営業時間)

第 6 条 事業所の営業日及び営業時間は、以下の通りとする。

- (1) 営業日 5 月 3 日から 5 日まで、8 月 13 日から 15 日まで、12 月 30 日から 1 月 3 日までを除く月曜日より金曜日までとする。但し、特別の事情がある場合はこの限りでは無い。
- (2) 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。但し特別の事情がある場合はこの限りでは無い。

(訪問リハビリテーションの内容)

第 7 条 訪問リハビリテーションの内容は以下の通りとする。

指定訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)は、事業所の医師の指示に基づき、要介護者(介護予防にあたっては要支援者)の心身の機能の回復を図るため、療養上の目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画(介護予防訪問リハビリテーション)を作成するとともに、主要な事項において、利用者又は家族に説明し、利用者の同意を得て当該利用者に交付する。

(訪問リハビリテーションの利用料)

- 第 8 条 訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスである時は、利用料のうち、各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
- 2 訪問リハビリテーションの利用料が支給限度額を超えた場合は、超過部分の全額を利用者負担とする。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 訪問リハビリテーション職員等は、訪問リハビリテーションを実施中に、利用者の病状が急変、その他緊急事態生じたときは、速やかに主治医に連絡するとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、広島市安佐北区可部、三入、亀山とする。

(高齢者虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止などのために、次に掲げるとおり必要な措置を講ずる。

- (1) 研修などを通じて、職員の人権意識の向上や知識の向上に努める。
- (2) 職員が支援にあたっての悩みなどを相談できる体制を整える。
- (3) サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第12条 事業所は、看護職員等の看護の質的向上を図る為に事業所内外での研修に参加できるよう支援する。

- 2 事業所に勤務する職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を当事者の了解なく他に漏らしてはならない。
- 3 事業所に勤務する職員が退職後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約で取り決める。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人秀仁会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

1. この規程は、令和4年1月1日から施行。
2. 令和8年7月1日に一部改訂を行う。(員数の変更)